

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年2月10日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成28年度学校等飲料水（井戸水）水質検査業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13-27-0034 |
| (3) 物品・委託役務内容 | 井戸水を使用している市立小中学校等の水質検査を実施するもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成28年4月1日から29年3月31日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島市内（竹仁小学校ほか） |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 契約種別 | 総価契約 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	測定・検査>水道法に基づく水質検査
イ 法令等による登録等	水道法（昭和32年法律第177号）第20条の4の規定による水質検査機関の登録があり、登録事項のうち「水質検査を行う区域」を広島県とし、「検査を行う事業所の所在地」を広島県内としていること。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）（東広島市ホームページ掲載）とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年2月10日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年2月10日～ 平成28年3月1日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年2月10日～ 平成28年2月17日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育部 学事課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0975 ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年2月22日～ 平成28年3月1日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年2月26日～ 平成28年2月29日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届けている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年3月1日 午前10時45分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出は求めない。

5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成28年度学校等飲料水（井戸水）水質検査業務仕様書

- 1 業務の名称
平成28年度学校等飲料水（井戸水）水質検査業務
- 2 業務場所
東広島市内（竹仁小学校ほか）
- 3 履行期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日
- 4 業務の目的
本業務は、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」及び「学校給食衛生管理基準」により、井戸水を使用している学校の水質検査を定期的を実施し、学校給食における使用水の安全を確保することを目的とする。
- 5 水質検査機関
水道法（昭和32年法律第177号）第20条の4に基づく水質検査の登録において「水質検査を行う地域」を広島県及び「検査を行う事業所の所在地」を広島県内で登録を受けており、契約日時点で取消をしていないこと。
- 6 水質検査を行う事業所の所在地
水質検査を行う事業所は、水道法第20条の4第2項に基づく水質検査機関登録簿に検査を行う事業所の所在地として登録されている広島県内の事務所で検査を行うこと。
- 7 業務実施責任者
受注者は契約締結後、次の（1）、（2）及び（3）に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。
（1）業務実施責任者には、資格を求めない。
（2）業務実施責任者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。
（3）業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、雇用関係が確認できる書類（社員証、雇用証明書又は健康保険証等）の写しを提出すること。
- 8 業務の内容

(1) 水質検査対象施設

施設名	所在地	電話
竹仁小学校	東広島市福富町下竹仁 1300 番地	082-435-2304
豊栄小学校	東広島市豊栄町鍛冶屋 370 番地	082-432-2134
河内西小学校	東広島市河内町河戸 828 番地	082-438-0800
豊栄中学校	東広島市豊栄町鍛冶屋 341 番地 1	082-432-2351
豊栄学校給食センター	東広島市豊栄町鍛冶屋 370 番地	082-432-2203

(2) 採水場所

採水場所		
竹仁小学校	給水栓	福富町下竹仁1300番地
	井戸水 (原水)	福富町下竹仁1300番地7
豊栄小学校	給水栓	豊栄町鍛冶屋370番地
	井戸水 (原水)	豊栄町鍛冶屋376番地
河内西小学校	給水栓	河内町河戸828番地
	井戸水 (原水)	河内町河戸828番地
豊栄中学校	給水栓	豊栄町鍛冶屋341番地1
豊栄学校給食センター	給水栓	豊栄町鍛冶屋370番地

- ※ 給水栓水の採水場所は、学校の状況が把握できる給水末端とすること。
- ※ 井戸水（原水）については、塩素消毒前の採水が可能な場所から採水すること。

(3) 検査項目、検査時期及び回数

ア 給水栓

別紙のとおり

イ 井戸水（原水）

	竹仁小学校 井戸水	豊栄小学校 井戸水	河内西小学校 井戸水
	6月	6月	6月
一般細菌	○	○	○
大腸菌	○	○	○
塩化物イオン	○	○	○
全有機炭素 (TOC)	○	○	○
pH 値	○	○	○
味	○	○	○
臭気	○	○	○
色度	○	○	○
濁度	○	○	○

- ※ 豊栄小学校、豊栄中学校及び豊栄学校給食センターの井戸が、共通であるため、豊栄中学校及び豊栄学校給食センターの施設においては給水栓のみの採水及び検査とし、井戸水の採水及び検査は実施しない。

(4) 試料の採取及び水質検査に関する事項

ア 試料採取は受注者が行うこととし、水質検査対象施設を巡回し、採取すること。

イ 各月の試料採取日については、発注者と受注者が協議して決定する。採取日を変更する場合は、あらかじめ了解を得ること。また、試料採取当日に実施した記録は、発注者の要請に応じて書面で提出することとする。

ウ 本業務において、試料の採取及び水質検査に関する作業は、受注者が厚

生労働省の承認を受けた業務規程に基づき、「水質検査標準作業書」や「水質検査試料取扱標準作業書」などに従って検査員が実施することとする。また、発注者から指示があった場合は、現場写真撮影を行うこと。

エ 試料採取用の容器は、採水地点ごとに受注者が用意する。容器の洗浄は、受注者の責任において充分に行う。試料採取用の容器とは、蓋付ガラス容器またはポリエチレン容器等で、特に規定のある場合は、当該検査項目専用の試料容器を用いることとする。

オ 試料の採取は、受注者が厚生労働省の承認を受けた「水質検査試料取扱標準作業書」に基づき、登録された「検査員」が実施するものとする。

カ 試料の運搬は、「水質検査試料取扱標準作業書」に従って実施するものとする。試料を運搬する用具は、受注者が準備し、破損防止の措置を施して運搬する。

キ 試料の保管については、「水質検査試料取扱標準作業書」の各検査項目に定めた方法で保存のための処理を行い、必ず検査着手時間内に検査を開始するものとする。

ク 保存期間内に分析を行うこと。保存期間は各検査方法に規定された期間を厳守することとする。

(5) 検査方法

ア 検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年9月29日厚生労働省告示第318号）、水温については「上水試験方法」（社団法人日本水道協会）に準じて行う。

イ 検査精度

検査項目	検査の感度
別紙検査項目 11、13、14、26、27、28、29、32、33の項目	水道法施行規則第15条第3項ハ号において、過去3年間における検査の結果、定期検査を概ね3年に1回以上に行うことができることとされる水質基準値の1/10の定量下限を得られること。
それ以外の項目	各基準値に応じた精度で実施すること。

9 検査結果の報告

- (1) 受注者は、毎月の検査業務終了後、施設ごとに検査内訳の各項目の値を記入した水質検査結果を2部作成し、発注者（学校教育課）へ提出すること。
- (2) 検査の結果、水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づく「水質基準に関する省令」の基準に適合しない場合は、上記に関わらず直ちに学事課に報告する。

10 再検査

発注者は、水質検査結果が水質基準を超えた場合、又は水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。なお、その場

合の費用については、協議することとし、必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

1 1 委託料の支払い

本業務の委託料は、業務完了後一括払いとする。

1 2 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、事故の防止と安全確保のための必要な措置を講じること。
- (2) 業務の実施に当たっては、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑をおよぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を払うこと。
- (3) 業務の実施に当たっては、検査対象施設で執務する職員等に対して礼儀正しく対応し、不快感を与えるような言動その他の職員等の迷惑とならないよう注意すること。
- (4) 業務の実施に当たって、万一事故が発生したときは、迅速かつ的確な処理を講じたうえで、速やかに発注者に報告すること。
- (5) その他、業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、双方協議の上実施すること。

給水栓検査項目及び検査時期

(別紙)

(1) 竹仁小学校

検査時期 検査項目		竹仁小学校											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	全有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	pH 値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	残留塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	鉛及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	シアン化合物イオン及び 塩化シアン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
13	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	フッ素及びその化合物	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	塩素酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
16	クロロ酢酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
17	クロロホルム	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
18	ジクロロ酢酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
19	ジブロモクロロメタン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
20	臭素酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
21	総トリハロメタン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
22	トリクロロ酢酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
23	ブロモジクロロメタン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
24	ブロモホルム	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
25	ホルムアルデヒド	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
26	銅及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	マンガン及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	蒸発残留物	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	ジェオスミン	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	2-メチルイソボルネオール	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	非イオン界面活性剤	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
33	フェノール類	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-

(2) 豊栄小学校

検査時期 検査項目		豊栄小学校											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	全有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	pH 値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	残留塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	鉛及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	シアン化合物イオン及び 塩化シアン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
13	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	フッ素及びその化合物	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
15	塩素酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
16	クロロ酢酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
17	クロロホルム	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
18	ジクロロ酢酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
19	ジブロモクロロメタン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
20	臭素酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
21	総トリハロメタン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
22	トリクロロ酢酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
23	ブロモジクロロメタン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
24	ブロモホルム	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
25	ホルムアルデヒド	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
26	銅及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	マンガン及びその化合物	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	蒸発残留物	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	ジェオスミン	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	2-メチルイソボルネオール	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	非イオン界面活性剤	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
33	フェノール類	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-

(4) 豊栄中学校

検査時期 検査項目		豊栄中学校											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	全有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	pH 値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	残留塩素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	鉛及びその化合物	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	シアン化合物イオン及び 塩化シアン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
13	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	フッ素及びその化合物	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
15	塩素酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
16	クロロ酢酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
17	クロロホルム	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
18	ジクロロ酢酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
19	ジブロモクロロメタン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
20	臭素酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
21	総トリハロメタン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
22	トリクロロ酢酸	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
23	ブロモジクロロメタン	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
24	ブロモホルム	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
25	ホルムアルデヒド	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
26	銅及びその化合物	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	マンガン及びその化合物	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	蒸発残留物	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	ジェオスミン	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	2-メチルイソボルネオール	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	非イオン界面活性剤	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
33	フェノール類	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-

